

## 令和 2 年度 白井市地域防災計画修正案の要旨

### 第 1 修正の背景

現行の白井市地域防災計画は、東日本大震災の教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえた修正を繰り返し、平成 26 年度に現在の計画となりました。

しかし、その後も平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の西日本豪雨、令和元年の東日本台風など、各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正等を行い、千葉県においても千葉県地域防災計画を修正したほか、災害時の受援計画の改定などを行い、防災力の強化を推進しています。

本市においても、関係団体との災害時応援協力協定の拡充、防災アセスメントの見直し、業務継続計画や避難行動要支援者避難支援プランの策定など、防災体制の一層の充実と地域防災力の向上を図ってきました。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本市の防災体制及び災害対策の実効性を高めるため、地域防災計画を修正します。

### 第 2 修正の経過

修正に当たっては、防災会議、パブリックコメント、市役所内部の庁内検討委員会などを踏まえて関係機関、住民等の意見とアイデアを反映します。

#### 〈白井市地域防災計画修正に係る経過〉

月	内 容	備考
6 月	・庁内検討委員会①	
7 月	・第 1 回 防災会議（書面会議）	・地域防災計画修正方針について
8 月	・防災関係機関への意見照会	〃
9 月	・庁内検討委員会②	・地域防災計画（原案）について
10 月	・防災関係機関への意見照会 ・庁内検討委員会③	〃
11 月	・第 2 回 防災会議	・地域防災計画（素案）について
（今後の予定）		
12 月	・パブリックコメント	〃
1 月	・庁内検討委員会④	・地域防災計画（最終案）について
2 月	・第 3 回 防災会議	〃

### 第 3 計画の構成

白井市地域防災計画は、計画全体の基本事項（総則）、災害種別の計画（震災、風水害、大

規模事故)及び資料の3つの編で構成しています。また、災害種別の計画(風水害、震災、大規模事故)は、平時の取組(災害予防計画)、災害時の対応(災害応急対策計画)及び災害からの回復(災害復旧・復興計画)の3つの局面を基本として構成しています。

〈白井市地域防災計画の構成〉

編構成	内容(今回の主な修正点)
総 則	本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、住民等の役割、地域の特性等
震 災 編	地震による揺れ、液状化、火災等への対策 今回、災害復旧計画に、災害復興に関する対策を追加した。 また、東海地震対応計画を南海トラフ地震対応計画に移行した。
風 水 害 編	台風、大雨、洪水による浸水や風害、大雪による雪害への対策 今回、富士山が大規模噴火を起こした場合の市内への影響と対策、竜巻等の突風災害が発生した場合の対策を追加した。
大規模事故編	航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突等の事故、危険物等の爆発・漏洩等の事故、県外の原子力施設事故、市街地等における大規模な火事への対策

今回の修正では、災害復旧計画に災害復興を追加したほか、東海地震関連情報の廃止と南海トラフ地震関連情報の導入に対応して東海地震対策を南海トラフ地震対策に修正しました。

また、富士山が大規模噴火を起こした場合の降灰対策、竜巻等の突風災害が発生した場合の災害対策を追加しました。

## 第4 修正の視点

災害対策基本法をはじめとする災害対策関係法令の改正、防災基本計画、千葉県地域防災計画などの上位計画、昨年度の白井市防災アセスメント調査結果などを踏まえ、次のような視点で修正しました。

### 1. 関係法令との整合

(1) 災害対策基本法の改正に伴うもの

- ・緊急通行車両の通行障害となる放置車両等に対して道路管理者による移動等の措置が可能となったことを踏まえ、道路管理者は区間を指定して所有者への移動命令や自ら移動措置を行うことを追加した。

(2) 水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に伴うもの

- ・洪水浸水想定が河川整備計画規模から想定最大規模に変更され、利根川、手賀川・手賀沼の洪水浸水想定区域等が修正されたことを踏まえ、これらの河川の氾濫による浸水範囲や家屋被害等の影響を修正した。
- ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者の利用施設には避難確保計画の作成等が義務化されたことを踏まえ、同計画の作成等を促進することを明記した。

(3) 大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴うもの

- ・特定の大規模災害時には国が定めた基本方針に即した復興計画を作成した場合、復興事業の特別措置が適用されることを踏まえ、同法に基づいて復興計画の作成や復興事業の推進を図ることを明記した。

(4) 災害救助法の改正に伴うもの

- ・昨年の房総半島台風から、被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）”に拡充されたことを踏まえ、被害家屋認定調査や罹災証明では準半壊の区分を設けるとともに、準半壊の被災世帯に被災住宅の応急修理を支援することを明記した。

## 2. 上位計画等との整合

---

(1) 防災基本計画等の修正に伴うもの

- ・住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」を明記して避難情報を提供することを明記した。
- ・災害マネジメントについて支援が必要な場合、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」を活用して「総括支援チーム」の派遣を要請することを明記した。

(2) 千葉県地域防災計画等の修正に伴うもの

- ・大規模災害時には被災地域に広域防災拠点を開設して救援活動を展開するほか、市町村への情報連絡員の早期派遣体制を導入したことを踏まえ、県の情報連絡員や広域防災拠点と連携した受援体制を明記した。
- ・令和元年房総半島台風における災害教訓を踏まえ、県職員へのプロアクティブの原則の普及、台風の暴風域に入る確率等を考慮した早期の非常配備体制が導入されたことを踏まえ、本市においてもプロアクティブの原則の普及や非常配備基準の見直しを行った。
- ・大規模災害時には県庁の災害医療本部、印旛健康福祉センターの合同救護本部、市の救護本部が連携して医療救護活動を実施することを踏まえ、市の救護本部の体制、県災害医療本部や同救護本部との連携体制を明記した。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策関連のガイドラインに伴うもの

- ・平時から避難の要否、避難時の持ち出し品等を市民等に周知しておくこと、自宅療養者等の避難先を確保することを明記した。

- ・避難所の過密を防止するため、ホテル・旅館等との協定を推進するほか、これらの施設への優先避難者を検討することを明記した。
- ・避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄するほか、災害時は避難所内の滞在スペースのゾーニング、衛生管理、職員や避難者の健康管理、車中泊等の対策を行うことを明記した。

### 3. 市の取組の反映

#### (1) 防災アセスメントの修正に伴うもの

- ・想定地震による各種被害量を予測したことを踏まえ、必要な備蓄量、物資集積所、避難所、遺体安置所の必要面積などを算定し、備蓄目標の修正、避難所の開設順位、物資集積所及び遺体安置所の候補施設を選定した。

#### (2) 災害協定の拡充に伴うもの

- ・市内 14 の建設業者との緊急道路安全協力に関する協定、市内 8 つの福祉施設との福祉避難所の管理運営に関する協定など多数の団体・企業と災害時の応援協力に関する協定を新たに締結したことを踏まえ、各種災害応急対策にこれらの協定を活用することを追加した。

#### (3) 避難行動要支援者避難支援計画の策定に伴うもの

- ・避難行動要支援者名簿の対象者、名簿情報の管理・更新、避難支援等関係者への提供、個別計画の作成方法等を明記した。

#### (4) 業務継続計画の策定に伴うもの

- ・「白井市業務継続計画 災害編」を推進し、大規模災害時の業務継続体制を整備することを追記した。

## 第5 主な修正事項

### 第1編 総則

節	主な修正事項
第1節 計画作成の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法（以下「基本法」という。）に基づき、住民等が地区の防災活動を定めた地区防災計画を市防災会議に提案した場合の手続きを追加した。</li> <li>・今年度作成の白井市国土強靱化地域計画との関係を追記した。</li> </ul>
第2節 防災の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、減災、地域防災力、要配慮者及び男女共同参画の施策を推進の</li> </ul>

	柱とした基本的考え方を明記した。
第3節 防災関係機関等の 処理すべき事務又は 業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画に基づき、防災関係機関の業務大綱を修正した。</li> <li>・基本法に基づき、住民等は過去の災害教訓の伝承等に努めることを追記した。</li> <li>・県計画に基づき、事業所は事業継続計画の策定等に努めることを追記した。</li> </ul>
第4節 防災面からみた白 井市の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年変化を踏まえ、気象状況、人口動態、災害履歴等を更新した。</li> </ul>

## 第2編 震災編

節	主な修正事項
<b>第1章 総則</b>	
第1節 地震対策の基本的 視点	—
第2節 想定地震とその被 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の防災アセスメント調査結果（令和元年度）を踏まえ、想定地震や予測被害量を修正した。</li> </ul>
第3節 減災目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県地震防災戦略、白井市耐震改修促進計画を踏まえ、減災目標、施策を見直した。</li> </ul>
<b>第2章 震災予防計画</b>	
第1節 震災に強いまちづ くり	—
第2節 活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から各部課の災害対策を推進する職員を指名し、災害への備えを全庁的に推進することを追記した。</li> <li>・災害対策の各種活動拠点の候補施設を明記した。</li> <li>・「白井市業務継続計画 災害編」を推進し、業務継続体制を整備することを追記した。</li> </ul>
第3節 情報体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に各種防災メール配信サービスの登録を促進することを追記した。</li> </ul>
第4節 救助・救急・医療 体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市救護本部や救護所の運用体制・資機材について、医師会等と連記して整備することを追記した。</li> </ul>

節	主な修正事項
第5節 火災の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法に基づき、大規模の防火対象物に対する防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成などを義務付ける防災管理制度の運用を追加した。</li> <li>・消防団協力事業所表示制度を普及し、事業所の協力を確保することを追加した。</li> </ul>
第6節 要配慮者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本法に基づき、また、白井市避難行動要支援者避難支援プランを踏まえ、避難行動要支援者名簿の作成、管理を適切に行うことや、名簿を提供する支援関係者、情報漏洩の防止措置等を明記した。</li> <li>・県計画に基づき、庁舎が被災した場合でも名簿の活用に支障がないように適切に管理することを明記した。</li> </ul>
第7節 緊急輸送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資輸送拠点、ヘリコプター臨時離着場の選定基準を修正し、運用体制の整備を図ることを追記した。</li> </ul>
第8節 避難収容体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅が危険でない被災者には在宅避難を推奨し、避難所運営訓練等の機会に、在宅避難者にも食料、物資の提供等の支援が行われることなどを地域住民に啓発することを追記した。</li> <li>・基本法に基づき、災害から命を守る指定緊急避難場所を災害種別に指定するほか、住居を失った被災者が一時滞在する指定避難所をそれぞれ指定することを追記した。 ※p10「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧案」参照</li> <li>・指定緊急避難場所の誘導標識にJIS規格による図記号を使用して周知することを追記した。</li> <li>・県計画に基づき、指定管理施設である指定避難所には、あらかじめ避難所運営の役割分担等を協議し、災害協定を締結することを追記した。</li> </ul>
第9節 給水体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校に整備した災害用井戸について、停電時の燃料補給体制等を整備することを追記した。</li> <li>・県企業局との覚書を踏まえ、県から貸与されたスタンドパイプの取り扱い訓練を行うことを追記した。</li> </ul>

節	主な修正事項
第 10 節 備蓄体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基本計画を踏まえ、家庭内備蓄は最低 3 日分、推奨 1 週間分を普及することを追記した。</li> <li>・国、県の備蓄基準を踏まえ、想定避難者数の 3 日分の飲食料、生活必需品の備蓄目標を設定した。また、本市の上下水道の特性を踏まえ、飲料水、仮設トイレ等の備蓄については目標の拡充を検討することを追記した。</li> </ul>
第 11 節 防災意識の向上と知識の普及	-
第 12 節 防災訓練の実施	-
第 13 節 住民の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者について、特に必要な家庭内備蓄品目を追記した。</li> </ul>
第 14 節 自主防災活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本法に基づく地区防災計画の作成を、自治会、自主防災組織に普及、促進することを追記した。</li> </ul>
第 15 節 ボランティアの環境整備	-
第 16 節 帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震時には市外からの通勤・通学者のうち約 3,000 人が帰宅困難となるおそれがあること、市内の学校、事業所の備蓄については 3 日分の食料等とすることを明記した。</li> <li>・白井駅前センター等を帰宅困難者用の一時滞在施設の候補とし、運用体制を整備することを追記した。</li> </ul>
第 17 節 災害復旧・復興への備え	-
<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>	
(参考) 白井市役所の地震時の配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員初動マニュアルや近年の災害時の配備態勢を踏まえ、防災対策検討会議、災害警戒本部組織の構成を修正した。</li> <li>・県計画に基づき、「大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」を配備基準に追加した。</li> </ul>

節	主な修正事項
第1節 市の災害応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震関連情報の発表が廃止されたことを踏まえ、非常配備基準及び本部設置基準から削除した。</li> <li>・災害警戒本部から災害対策本部への移行を円滑に行えるよう、警戒本部の組織構成を対策本部に準ずる内容に修正した。</li> <li>・過去の災害教訓を踏まえ、本部長（市長）が避難勧告等を即断できるよう、市本部会議の協議事項からこれを削除した。</li> <li>・過去の災害教訓等を踏まえ、災害対策本部の各部に本部連絡員及び受援担当者を指名し、本部室に配置して本部事務局と各部の調整を行うこととした。</li> <li>・震度6弱以上の場合に避難所に直行して避難所の開設、運営を行う「避難所直行職員」を平時に指名しておくこととした。</li> <li>・応急危険度判定士の資格を有する職員は、重要施設の応急点検を初動期に行う計画とした。</li> </ul>
第2節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法事務の運用については、千葉県「災害救助の手引き」に基づいて行うことを追記した。</li> </ul>
第3節 情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画を踏まえ、県への災害報告系統、報告基準、報告事項等を修正した。</li> </ul>
第4節 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県から派遣される情報連絡員と連携し、支援ニーズを県に速やかに要請することを追記した。</li> <li>・総務省が創設した「被災市区町村応援職員確保システム」による総括支援チームの派遣要請要領を追記した</li> <li>・協定団体の応援協力を速やかに受けるため、協定団体を分野別に整理し、市の担当部署を明記した。</li> <li>・県計画に基づき、県が広域防災拠点を設置した場合は、同拠点と連携して救援部隊の受入れ等を円滑に行うことを追記した。</li> </ul>
第5節 自主防災活動	-



節	主な修正事項
第6節 救助・救急・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画に基づき、救助・救急活動の基本方針を修正した。</li> <li>・県計画に基づく市内の医療救護活動を統括する白井市救護本部を保健福祉センターに設置し、県の合同救護本部（印旛健康福祉センター）と連携して活動することを追記した。</li> <li>・救護所を保健福祉センターに設置するほか、必要に応じて災害医療協力病院※前に設置することとした。</li> </ul> <p>※災害医療協力病院は救急医療機関。</p>
第7節 消防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画に基づき、消防活動の基本方針を修正した。</li> </ul>
第8節 危険物等施設の対策	-
第9節 要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本法に基づき、緊急時は本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を必要な範囲で避難支援等関係者に提供することを追記した。</li> </ul>
第10節 緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本法に基づき、緊急車両の通行障害となる放置車両等がある場合、道路管理者は必要に応じて区間を指定して所有者への移動命令や移動措置を行うことを追記した。</li> <li>・県計画に基づき、規制除外車両（医療、建設関係の使用車両）の事前届出を推進することを追記した。</li> <li>・ヘリコプター臨時離着陸場は、できるだけ避難所近接のグラウンドを避け、公園等を優先利用することを追記した。</li> </ul>
第11節 障害物等の処理	-
第12節 避難収容活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生直後は一次避難所を速やかに開設し、不足する場合は二次避難所を追加することを追記した。</li> <li>・避難所運営は、地震発生から7日目までは避難所担当部局の職員、8日目以降は全ての部の職員とし、ストレス障害を回避することとした。</li> <li>・基本法に基づく在宅避難者への飲食料等の提供については、避難所において自治会、自主防災組織等の協力を得て行うこととした。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策の指針を踏まえ、避難所の保健衛生を確保するほか、濃厚接触者などは専用避難所に収容することを追記した。</li> </ul>
第13節 給水活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の防災井戸や貯水槽を利用した給水は、避難所の職員が対応することを追記した。</li> </ul>

節	主な修正事項
第 14 節 食料・生活必需品対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出しについては、避難者等の協力による避難所での実施、給食センター運営会社の協力による給食センターでの実施の二つの方式とした。</li> <li>・県や協定団体からの調達が困難な場合は、全国的に募集をかけ、仕分け等の手間を考慮して企業や団体から大口の物資を受け入れることとした。</li> <li>・物資集積拠点の候補施設を明記し、また、災害協定団体等の協力を得て避難所への直送が困難な救援物資の一時集積を行うことを追記した。</li> </ul>
第 15 節 保健衛生活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画に基づき、生活不活発病やエコノミークラス症候群等の予防活動を行うことを追記した。</li> </ul>
第 16 節 行方不明者の捜索	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の死者が発生した場合は本庁舎車庫棟等に遺体安置所を開設し、遺体の検視、検案、埋火葬手続きなどを一括対応することを明記した。</li> </ul>
第 17 節 廃棄物処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物処理実行計画を作成して廃棄物処理を推進することを追記した。</li> <li>・基本計画に基づき、住民やボランティアに対して災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等を周知することを追記した。</li> <li>・基本法による廃棄物処理特定地域に指定された場合、災害廃棄物の処理の代行を国に要請できることを追記した。</li> <li>・上下水道の被害状況を踏まえて仮設トイレを在宅避難地区の公園等にも配置すること、在宅避難者には必要に応じて携帯トイレの使用を促し、回収・処理体制を確保することを追記した。</li> </ul>
第 18 節 ライフライン対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道については市、県、関係事務組合等が連携し、広域的に被害状況を把握しつつ、応急対策・復旧を行うことを追記した。</li> <li>・県計画に基づき、県や市が情報収集で取得した航空写真等をライフライン事業者に提供することを追記した。</li> </ul>
第 19 節 公共土木施設対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>

節	主な修正事項
第 20 節 建築物・応急仮設住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法に基づき、準半壊の被災家屋についても住宅の応急修理を支援することを追記した。</li> <li>・災害救助法に基づき、応急住宅を建設型と賃貸型の二つ方の方式で確保することを明記した。</li> <li>・罹災証明等に必要な被害家屋認定調査を、協定団体の協力を得て速やかに行うことを明記した。</li> </ul>
第 21 節 文教対策	-
第 22 節 ボランティアの活動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンターの候補施設として、保健福祉センターを明記した。</li> </ul>
第 23 節 帰宅困難者等対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者のため、駅周辺の公共施設に一時滞在施設を開設することを明記した。</li> </ul>
第 24 節 社会秩序の維持等に関する対策	-
<b>第 4 章 震災災害復旧・復興計画</b>	
第 1 節 民生安定化のための緊急措置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援法による支援金の対象外の世帯で一定の要件に該当する世帯には、千葉県被災者生活再建支援事業による支援金を支給することを追記した。</li> </ul>
第 2 節 生活関連施設等の復旧計画	-
第 3 節 財政援助等に関する計画	-
第 4 節 災害復興【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興事業を推進する災害復興本部を設置することを追記した。</li> <li>・県計画に基づき、復興計画は、くらし、都市、住宅、産業の視点を考慮して策定することを明記した。</li> <li>・大規模災害からの復興に関する法律に基づき、特定大規模災害時は国の基本方針に基づく復興計画を作成して復興事業を実施するほか、必要に応じて関係機関や県に職員派遣等を要請することを追記した。</li> </ul>
<b>附編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画</b>	
第 1 節 計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震関連情報の発表が廃止され、新たに南海トラフ地震関連情報の運用が開始されたことを踏まえ、南海トラフ地震関連情報発表時の防災活動を定めることを明記した。</li> </ul>

節	主な修正事項
第2節 活動体制の確率	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時には注意配備、同じく（巨大地震警戒）発表時には警戒配備をとることを明記した。
第3節 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達	・住民等に、南海トラフ地震関連情報の意味、地震発生時の影響、その他混乱防止や生活関連情報を広報することを明記した。

### 第3編 風水害等編

節	主な修正事項
<b>第1章 総則</b>	
第2節 風水害危険区域の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法に基づき、洪水浸水想定規模が河川整備計画規模から想定最大規模に変更されたことを踏まえ、利根川、手賀川・手賀沼の洪水浸水想定区域の特徴や影響を修正した。</li> <li>・また、高崎川等洪水浸水想定区域が公表され、本市に浸水想定区域が含まれるため、同区域の特徴や影響を追記した。</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域の指定が完了したことを踏まえ、同区域にかかる家屋、人口を修正した。</li> <li>・富士山が大規模噴火を起こした場合の本市への降灰による影響を追記した。</li> </ul>
<b>第2章 風水害等予防計画</b>	
第6節 水害の予防	・水防法に基づき、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設※の管理者等に避難確保計画の作成等を指導することを追記した。
第7節 土砂災害の予防	・土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設※の管理者等に避難確保計画の作成等を指導することを追記した。
第15節 防災意識の向上と知識の普及	・住民に対して、5段階の警戒レベル、「災害・避難カード」を活用した避難等を普及することを追記した。
<b>第3章 風水害等応急対策計画</b>	
（参考1）白井市役所の風水害時の配備基準	・県計画に基づき、台風の暴風域に入る確率が高まった場合を配備基準に追加した。

節	主な修正事項
(参考2) 大型台風接近時のタイムライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型台風が接近した場合の防災気象情報の発表時期や5段階の警戒レベルを想定し、市、関係機関、住民等の行動概要を明記した。</li> </ul>
第3節 情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報、洪水予報等の伝達系統を追記した。</li> </ul>
第13節 避難収容活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等のガイドラインを踏まえ、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示(緊急)」に変更するとともに、5段階の警戒レベルに対応した判断基準に修正した。</li> <li>・「避難準備・高齢者等避難開始」の発令時には、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の住民等を受け入れる早期開設避難所を開設することを追記した。</li> </ul>
第27節 竜巻等対策【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻等の発生が予想される場合は竜巻注意情報の収集や注意喚起を行い、竜巻等の突風による被害が発生した場合は被災家屋の調査、復旧などを速やかに行うことを明記した。</li> </ul>
第28節 火山噴火対策【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山の大規模噴火等が発生した場合は降灰予報等を収集し、降灰による交通事故、健康被害等への対策、降灰除去等を行うことを明記した。</li> </ul>

※現在、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の範囲内にある要配慮者利用施設は市内にはない。

## 【巻末資料】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧(案)

### (1) 指定緊急避難場所

地域 (小学校区)	施設名	所在地	対象災害			屋外スペース	
			洪水	崖崩れ	地震	収容人数	面積
白井第一 小学校区	白井総合公園	復 1422-10	○	○	●	38,900 人	38,900 m <sup>2</sup>
	白井第一小学校(グラウンド)	根 105	○	○	○	7,120 人	7,129 m <sup>2</sup>
	白井中学校(グラウンド)	根 54	○	○	○	10,690 人	10,698 m <sup>2</sup>
	白井コミュニティセンター (屋内)	復 1458-1	○	◎	—	—	386 m <sup>2</sup>
	白井運動公園	神々廻 1728-1	○	○	○	52,680 人	52,689 m <sup>2</sup>
白井第二 小学校区	白井第二小学校(グラウンド)	中 181-2	○	○	○	6,600 人	6,604 m <sup>2</sup>
	公民センター(屋内)	中 98-17	◎	◎	—	—	700 m <sup>2</sup>
白井第三 小学校区	白井第三小学校(グラウンド)	根 336-15	○	○	○	9,960 人	9,964 m <sup>2</sup>
	富士センター	富士 239-2	○	○	—	—	1,425 m <sup>2</sup>
	開拓広場	富士 37	○	○	○	1,360 人	1,366 m <sup>2</sup>
大山口 小学校区	大山口小学校(グラウンド)	大山口 2-2-1	○	○	○	9,380 人	9,384 m <sup>2</sup>
	大山口中学校(グラウンド)	大山口 2-1-1	○	○	○	13,890 人	13,895 m <sup>2</sup>
	西白井コミュニティプラザ	西白井 2-16-1	○	○	—	—	552 m <sup>2</sup>
	富塚公園	西白井 2-17	○	○	○	3,020 人	3,025 m <sup>2</sup>
清水口 小学校区	清水口小学校(グラウンド)	清水口 2-3-1	○	○	○	13,760 人	13,765 m <sup>2</sup>
	西白井複合センター	清水口 1-2-1	○	○	—	—	850 m <sup>2</sup>
	七次第一公園	清水口 2-2	○	○	○	8,530 人	8,538 m <sup>2</sup>
七次台 小学校区	七次台小学校(グラウンド)	七次台 3-17-1	○	○	○	10,400 人	10,405 m <sup>2</sup>
	七次台中学校(グラウンド)	七次台 1-21-1	○	○	○	14,270 人	14,274 m <sup>2</sup>
池の上 小学校区	池の上小学校(グラウンド)	池の上 2-21	○	○	○	10,740 人	10,744 m <sup>2</sup>
	白井木戸公園	池の上 2-22	○	○	○	13,360 人	13,367 m <sup>2</sup>
	白井高等学校(グラウンド)	池の上 1-8-1	○	○	○	14,000 人	14,000 m <sup>2</sup>
南山 小学校区	南山小学校(グラウンド)	南山 1-7-1	○	○	○	14,430 人	14,434 m <sup>2</sup>
	南山中学校(グラウンド)	南山 1-6-1	○	○	○	16,770 人	16,777 m <sup>2</sup>
	白井駅前センター(屋内)	堀込 1-2-2	○	◎	—	—	429 m <sup>2</sup>
	南山公園(噴水広場)	南山 1-4	○	○	○	4,360 人	4,367 m <sup>2</sup>
桜台 小学校区	桜台小学校(グラウンド)	桜台 3-28	○	○	○	10,970 人	10,971 m <sup>2</sup>
	桜台中学校(グラウンド)	桜台 3-27	○	○	○	11,920 人	11,929 m <sup>2</sup>
	桜台センター(屋内)	桜台 2-14	○	◎	—	—	482 m <sup>2</sup>
合計						297,110 人	310,289 m <sup>2</sup>

(注) ●は、地震等で広域延焼火災が発生した場合の広域避難場所を兼ねる。

◎は、洪水又は土砂災害が発生するおそれがあるときに早期に開設する避難場所、屋内施設(次表の指定避難所の「収容スペース」参照)に収容する。

## (2) 指定避難所

地域 (小学校区)	NO	施設名	開設順		収容スペース(屋内)		
			地震	風水害	室名	収容数	面積
白井第一 小学校区	1	白井第一小学校	①	②	体育館	130人	532㎡
	2	白井中学校	①	②	体育館、柔剣道場	390人	1,570㎡
	3	白井コミュニティセンター	②	①	多目的ホール、会議室×2、和室×2	110人	476㎡
白井第二 小学校区	4	白井第二小学校	①	②	体育館	140人	570㎡
	5	公民センター	②	①	レクリエーションホール、和室×2、会議室、児童ルーム、相談室、集会室、作法室、視聴覚室	160人	648㎡
白井第三 小学校区	6	白井第三小学校	①	②	体育館	130人	550㎡
	7	富士センター	②	②	大集会室、学習室(児童ルーム)、集会室、休養室×2、視聴覚室	120人	499㎡
大山口 小学校区	8	大山口小学校	①	②	体育館	140人	578㎡
	9	大山口中学校	①	②	体育館、柔剣道場	250人	1,012㎡
	10	西白井コミュニティプラザ	②	②	会議室×3、子供室、和室×2	60人	250㎡
清水口 小学校区	11	清水口小学校	①	②	体育館	140人	592㎡
	12	西白井複合センター	②※	②	レクリエーションホール、多目的室、遊戯室、老人憩いの家、学習室、集会室、視聴覚室、作法室、研修室	230人	951㎡
七次台 小学校区	13	七次台小学校	①	②	体育館	150人	611㎡
	14	七次台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290人	1,165㎡
池の上 小学校区	15	池の上小学校	①	②	体育館	180人	740㎡
	16	白井高等学校	②※	②	体育館	240人	960㎡
南山 小学校区	17	南山小学校	①	②	体育館	130人	525㎡
	18	南山中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290人	1,174㎡
	19	白井駅前センター	②※	①	レクリエーションホール、小学生ルーム、中高生ルーム、チャイルドルーム、老人憩いの家、研修室×2、作法室、視聴覚室	170人	684㎡
桜台 小学校区	20	桜台小学校	①	②	体育館	190人	766㎡
	21	桜台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	270人	1,106㎡
	22	桜台センター	②	①	レクリエーションホール、視聴覚室、作法室、研修室、遊戯室、集会室、学習室	160人	645㎡
計						4,070人	16,604㎡

(注)①は、発災時又は発災するおそれがある場合に最初に開設する「一次避難所」。

②は、①の一次避難所だけでは避難者を収容しきれない場合などに状況を見て開設する「二次避難所」。

※は、発災時に帰宅困難者への情報提供、避難所への案内、避難受入れのために開設する避難所。

## (3) 福祉避難所(指定避難所)

NO	施設名	所在地	収容スペース(屋内)			適用
			室名	収容数	面積	
1	福祉センター	清戸 766-1	娯楽室、集会室、プレイルーム、研修室、会議室	200人	831㎡	
2	清水口保育園	清水口 2-8-1	保育室×10、遊戯室、子育て支援センター	190人	775㎡	乳幼児・妊産婦用
3	南山保育園	南山 1-7-1	保育室×8、遊戯室、子育て支援センター	160人	668㎡	乳幼児・妊産婦用
4	桜台保育園	桜台 2-9	保育室×6、遊戯室	100人	416㎡	乳幼児・妊産婦用

(注)保育園は、園児を預かる本来業務を優先し、福祉避難所として利用可能な場合に開設する。